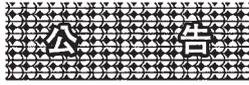


(7) 規則第1条第7号に掲げる課程 ア 習熟安全教育 イ 高速道体験教育
---

東北信運転免許センター
-------------



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 4月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年 6月11日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）  
ア 日時 平成16年 5月11日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部管財課
  - (3) 開札の日時及び場所  
ア 日時 別表のとおり  
イ 場所 長野県庁本館入札室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
要します。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は入札説明書によります。

(別表)

調 達 物 品 名	台数	開札日	開札時間	等 級 分 区
普通乗用自動車 (2,000ccクラス以上、4WD、AT、7人又は8人乗り)	2台	平成16年 5月12日	午後 1時30分	B以上
普通乗用自動車 (1,500cc7人、4WD、AT)	1台	平成16年 5月12日	午後 1時40分	C以上
普通乗用自動車 (1,500cc7人、2WD、AT)	1台	平成16年 5月12日	午後 1時50分	C以上
普通乗用自動車 (2,000ccジープ型、4WD、MT)	1台	平成16年 5月12日	午後 2時00分	C以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccバス、4WD、AT)	1台	平成16年 5月12日	午後 2時10分	C以上

普通乗貨兼用自動車 (1,500cc <sup>以上</sup> 、4WD、MT)	3台	平成16年 5月12日	午後 2時20分	C以上
普通乗貨兼用自動車 (1,300cc <sup>以上</sup> 、2WD、AT)	1台	平成16年 5月12日	午後 2時30分	C以上
軽乗用自動車 (660cc <sup>以上</sup> 、2WD、MT)	1台	平成16年 5月12日	午後 2時40分	C以上
軽乗貨兼用自動車 (660cc <sup>以上</sup> 、2WD、MT)	1台	平成16年 5月12日	午後 2時50分	C以上

管財課

## 公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 試験日時

平成16年8月5日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで

## 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市大字跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市大字伊那3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)

## 3 試験区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 4 試験科目

- (1) 筆記試験
  - ア 毒物及び劇物に関する法律
  - イ 基礎化学
  - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験(筆記方式)
  - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

## 5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

## 6 受験手続

- (1) 提出書類
  - ア 受験願書
  - イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル横4.5センチメートルのもの)
- (2) 受験手数料
  - 受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないでください。)納付してください。
- (3) 受付期間
  - 平成16年6月1日(火)から6月22日(火)の日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合

は、平成16年6月22日までの消印があるものに限り受け付けます。)

## (4) 提出先

ア 長野県外居住者  
長野県衛生部薬務課(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

## イ 長野県内居住者

次の表に掲げる最寄りの保健所又は保健所支所

名称	所在地
佐久保健所	佐久市跡部65-1
佐久保健所小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市伊那3469
飯田保健所	飯田市追手町2-678
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
木曾保健所	木曾郡木曾福島町2757-1
松本保健所	松本市島立1020
松本保健所豊科支所	南安曇郡豊科町豊科4960-1
大町保健所	大町市大町1058-2
長野保健所	長野市中御所岡田98-1
長野保健所須坂支所	須坂市須坂山崎812-2
長野保健所千曲支所	千曲市桜堂268-1
北信保健所	飯山市静間町尻1340-1
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19
長野市保健所	長野市若里6-6-1

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験の区分及び受験場所の変更はできません。

## 7 合格発表

平成16年9月6日(月)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

## 8 その他

受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬務課、最寄りの保健所又は保健所支所に行ってください。

薬務課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年4月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ライフワークサポート
- 3 代表者の氏名  
山本 剛
- 4 主たる事務所の所在地  
諏訪市岡村二丁目13番19号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、人が様々な可能性の中から各人の資質と個性を活かす仕事を持つことにより、生き甲斐を感じることができる毎日を送るために必要な支援を行う。個人が自ら望む生き方を多くの選択肢の中から見出すための情報提供と相談活動を行うこと、そして社会における様々なニーズを発掘し、それらをマッチングさせることにより生まれる価値を社会や人に持たせたい。個人の希望、特性、経験を活かすために人材育成という広義の教育サービスを提供するとともに、これからの社会に活力を注ぐ市民団体の支援、相談等に関する事業を行い、よりゆたかな社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 松本市聴覚障害者社会参加支援協会
- 3 代表者の氏名  
花村 有利子
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市庄内1丁目6番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民に聴覚障害者の生活と権利の制約に対する正しい理解を広め、聴覚障害者の福祉向上・社会参加・社会的自立を実現するために、聴覚障害問題に関する学習や事業を行い、社会及び聴覚障害者への啓発に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

県営古田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
ほ場整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成4年9月23日
- 3 工事の完了年月日  
平成12年3月24日

土地改良課

## 公告

県営堀地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
ほ場整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成3年7月29日
- 3 工事の完了年月日  
平成12年12月8日

土地改良課

## 公告

県営笹原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年4月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
ほ場整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成7年8月1日
- 3 工事の完了年月日  
平成14年5月31日

土地改良課

## 公告

南安曇郡穂高町による柏原地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年4月26日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年4月27日から5月28日まで

3 縦覧の場所

南安曇郡穂高町役場

土地改良課

公告

平成16年2月27日認可した小県郡真田町による西部地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年4月6日行った旨届出がありました。

平成16年4月26日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

農村整備課

公告

平成16年4月8日認可した更級郡大岡村による根越地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年4月13日行った旨届出がありました。

平成16年4月26日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

農村整備課